

○紀南地方老人福祉施設組合職員の育児休業等に関する条例

(平成4年4月20日)
条例第1号

改正 平成17年4月1日条例第3号

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に基づき、紀南地方老人福祉施設組合職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 職員の育児休業等に関しては、白浜町職員の例による。

附 則（平成4年4月20日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。